

# 特定非営利活動法人 日本食用塩研究会 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本食用塩研究会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(定 義)

第 3 条 この定款において「食用塩」とは、塩、鹹水、苦汁、その他の製塩副産物をいい、主として食用に用いる場合のほか、内用ないし外用などに用いる場合を含むものとする。

2 この定款において「含塩食品」とは、有意的に食用塩を使用し含有した加工製品をいい、主として食用に用いる場合のほか、内用ないし外用などに用いる場合を含むものとする。

## 第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、食用塩や含塩食品に関する調査研究を行うとともに、日本国民に対して、適正な食用塩や含塩食品の選び方と使い方ならびに体と心と環境に優しい食生活や食文化および生活様式に関する啓蒙普及を行い、もって日本人の心身の保健と地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(活 動)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という）第 2 条別表に掲げる事項のうち、次の活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第 6 条 この法人は、前条の活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 食用塩や含塩食品に関する全般的な調査
- (2) 自然海塩や自然製塩法に関する研究
- (3) 食用塩や含塩食品の人体における作用と機能性に関する研究

- (4) 食用塩や含塩食品の食品加工や調理における作用と機能性に関する研究
- (5) 優良な食用塩や含塩食品に関する製品基準の作成ならびに製品の認証
- (6) 体と心と環境に優しい食生活や食文化および生活様式に関する研究
- (7) 体と心と環境に優しい食用塩や含塩食品ならびに食生活や食文化および生活様式に関する学習会や講演会などの開催（子どもを対象とした体験学習会などを含む）
- (8) 体と心と環境に優しい食用塩や含塩食品ならびに食生活や食文化および生活様式に関する情報誌や書籍などの編集発行（子どもを対象とした図書などを含む）
- (9) 体と心と環境に優しい食用塩や含塩食品ならびに食生活や食文化および生活様式に関するホームページやメーリングリストなどの制作運営（子どもを対象としたホームページなどを含む）

### 第 3 章 会 員

#### （種 別）

第 7 条 この法人の会員は次の 3 種とし、研究会員をもって法上の社員とする。

- (1) 研究会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 普及会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人または団体
- (3) 賛助会員 この法人を経済的に助成する個人または団体

#### （入 会）

第 8 条 この法人に研究会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 代表理事は、研究会員としての入会を否認する正当な理由がない限り、その入会を認め、入会承諾書をもって本人に通知する。
- 3 代表理事は、研究会員としての入会を否認する正当な理由がある場合は、その理由を付した書面をもって本人に通知する。
- 4 代表理事は、普及会員または賛助会員としての入会については、任意に可否を決定することができる。

#### （入会金および会費）

第 9 条 会員は、理事会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 会費の計算期間は、毎年 6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までとし、5 月 31 日までに翌年度の会費を納入しなければならない。
- 3 会費の計算期間の途中に入会した会員の初年度の会費は、月割にて計算するものとする。

#### （退 会）

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、退会したものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、失踪宣言を受け、または会員である団体が消滅したとき

- (3) 継続して3カ月以上、会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- 2 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。
- 3 退会した者は、会員の資格を喪失し、この法人の運営および資産に関する一切の権利を有しない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、この法人の運営を著しく阻害したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が抛出した入会金や会費およびその他の金品は、返還しない。

## 第4章 役員等

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。必要あるときは、専務理事および常務理事を各1人まで置くことができる。
- 3 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(選任)

第14条 理事は、理事会において研究会員の中から選任し、理事総数の2分の1以上の同意を得なければならない。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 代表理事と専務理事および常務理事は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者または三親等以内の親族が1人を超えてはならない。さらに、当該役員とその配偶者および三親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、理事または職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、会務を統轄する。

- 2 専務理事および常務理事は、代表理事の職務を補佐する。また、代表理事に事故あるとき、もしくは代表理事が欠けたときは、専務理事ついで常務理事の順にその職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款と理事会の議決に基づき、会務を執行する。  
なお、代表理事以外の理事は、この法人の代表権を有しない。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の会務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の監査の結果、不正の行為を発見した場合、もしくは法令または定款に違反する重大な事実を発見した場合、これを総会または所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること
  - (5) 理事の会務執行の状況または財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

- 第16条 役員は毎年改選するものとし、その任期は毎年9月1日から翌年の8月31日とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員によって就任した役員の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき
  - (2) 職務上の不正または義務違反があったとき
  - (3) その他、この法人の役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第18条 役員は、役員総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。
- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。

(顧問)

- 第19条 代表理事は、この法人の事業を行うために、理事会の承認を得て、有識者などに顧問を委嘱することができる。
- 2 顧問は毎年委嘱するものとし、その任期は毎年9月1日から翌年の8月31日とする。ただし、再委嘱を妨げない。
  - 3 補欠または増員によって委嘱された顧問の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 顧問にこの法人の顧問としてふさわしくない行為があったときは、理事会の承認を得て、これを解任することができる。

(名誉理事および名誉顧問)

- 第20条 代表理事は、理事会の承認を得て、引退した理事または顧問のうち、特にこの法人の発展に貢献した者に対して、名誉理事または名誉顧問の称号を付与するこ

とができる。

(職 員)

第 2 1 条 代表理事は、この法人の業務を行うために、事務局長やその他の職員を置くことができる。

## 第 5 章 会 議

(種 別)

第 2 2 条 この法人の会議は、総会および理事会とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とし、研究会員をもって構成する。

3 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 2 3 条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 事業計画および収支予算の報告
- (2) 事業報告および収支決算の報告
- (3) 監事の選任および解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散または合併
- (6) その他、この法人の存亡に係わる重要事項

2 理事会には、次の事項を付議する。

- (1) 事業計画および収支予算の承認
- (2) 事業報告および収支決算の承認
- (3) 理事の選任または解任
- (4) 入会金および会費の額
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開 催)

第 2 4 条 通常総会は、事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が議決をしたとき
- (2) 研究会員の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき
- (3) 監事による監査の結果、監事が必要と認めたとき

3 理事会は、毎年 1 回開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき

(召集)

第25条 会議は、監事が召集する場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 会議を招集するには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 会議の議長は、代表理事とする。

(定足数)

第27条 総会は、研究会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 3 前2項の定足数の算定においては、書面表決者および委任表決者も出席したものとみなす。

(議決)

第28条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のために会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の出席者に表決を書面をもって委任することができる。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時と場所
  - (2) 構成員総数と出席者数（書面表決者や委任表決者がある場合は、その数を付記する）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、代表理事が管理する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第34条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第36条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得て成立する。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前の事業年度の予算に準じて収入支出することができる。この場合の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 予算成立後に、やむを得ない理由により予算を変更するときは、理事会の承認を得るものとする。

4 予算超過または予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(事業報告および決算)

第37条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、代表理事が作成し、監事の監査を受け、事業年度終了後3カ月以内に理事会の承認を得て成立する。

2 決算の結果、剰余金または欠損金を生じたときは、次の事業年度に繰り越す。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 この法人の定款を変更するには、総会の議決を経て、研究会員総数の5分の4以上の書面による同意を得た上で、法第24条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 研究会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 総会の議決によってこの法人を解散するには、研究会員総数の5分の4以上の書面による同意を得なければならない。

3 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能によってこの法人を解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残存財産の帰属)

第40条 この法人が解散したときに残存する財産は、日本国に帰属するものとする。

(合併)

第41条 この法人が他の法人と合併するには、総会の議決を経て、研究会員総数の5分の4以上の書面による同意を得た上で、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 法に定める公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、添付別紙の通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年8月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、添付別紙の通りとする。

(別紙)

設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	村上 譲 顕
理事	植 草 秀 樹
同	寺 田 牧 人
同	東 郷 光 子
同	亘 昌 子
監 事	湯 川 恭 啓

設立当初の入会金および会費

種 別	入 会 金	年 会 費
研究会員	無 料	12,000円
普及会員	無 料	無 料
賛助会員	10,000円 以 上	1口=10,000円